

生産緑地地区の主たる従事者の変更届

令和 年 月 日

柏原市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条に規定する、生産緑地地区の主たる従事者を、下記のとおり変更することに相違ありません。

記

1. 届出内容

地区の名称				
土地の地番				
地 目		地積 (㎡)		
土地所有者	住所			実 印
	氏名			
変更前の主たる従事者	住所			
	氏名			
変更後の主たる従事者	住所			
	氏名			

2. 変更理由：下記の中から該当する番号に○を付けてください。

1. 従事者の死亡	4. 小作関係の変更
2. 従事者の故障	5. その他
3. 営農状況の変更	()

- ※ ① 届出者は、当該土地の所有者とその者から当該土地についての権利の設定・移転を受ける者とする。届出者は、土地所有者が複数となる場合は、その数の部数を提出すること。
- ② 変更後の主たる従事者の耕作証明(農家基本台帳に登載されている証明)を添付すること。
- ③ 土地所有者の押印には実印を用い、印鑑証明書(原本、原本還付も可)を添付すること。
- ④ 土地の附近見取図及び土地登記簿謄本(原本、原本還付も可)を添付すること。
- ⑤ 農地法の手続きを経る場合にはその申請書の写しを添付すること。